

広島県議会議場内椅子改修業務 仕様書

1 業務名

広島県議会議場内椅子改修業務

2 業務の目的

広島県議会議場椅子は、平成7年度の議場大規模改修の際に整備されたのち30年以上改修が見送られてきた中で、応接椅子やソファ等の商品の法定耐用年数を大幅に超過し、劣化が進み底づき感が大きくなっていることから、令和8年度に改修を行うものである。

3 業務の期間

令和8年4月1日（水）から令和9年1月29日（金）まで

4 改修対象物品及び構成内訳

改修対象物品及び構成内訳は次のとおりとする。

- ① 議長用椅子 1脚
- ② 議員用椅子一式 70脚（うち6脚は撤去のみ行う）
- ③ 執行部及び事務局用椅子一式 37脚
- ④ 議長席用座高・背もたれ調整クッション 各1点（合計2点）
- ⑤ 議員用座高調整クッション 64点
- ⑥ 執行部及び事務局用座高調整クッション 37点

5 行程

- ・作業スケジュールは図1のとおり。なお、作業の進捗状況に応じて、協議のうえ変更することがある。

（図1）作業スケジュール ※種別の番号は上記4を参照。

月		契約締結～4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
主な作業内容		発注・試作等									
議長席	①		作 業	6 月 定 例 会			9 月 定 例 会			12 月 定 例 会	完了 検査 等
議員席5列目	②										
議員席4列目	②										
議員席3列目	②					作 業					
議員席2列目	②										
議員席1列目	②										
事務局長席	③										
執行部席・ 事務局席	③					作 業					

- ・作業日については、最短期間で作業が完了するよう、土休日も作業可能とするが、県議会議員等に対する配慮を十分に行うこと。
- ・開庁時間（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（土休日を除く））及びその前後1時間以内に作業を行う場合は、県議会議員の活動やその他県民サービスに支障がないよう、発注者と協議の上、慎重に作業を行うこと。

6 業務内容

- ・本業務においては、椅子の上台のみ改修し、脚及び躯体は現状のまま活用することとする。
- ・図2のとおり、議員用椅子は現在70脚設置されているが、うち64脚を改修対象とし、図2で空席として示している6脚分は、脚及び躯体も含めて撤去作業のみを実施することとする。

（図2）広島県議会議席図（議員氏名は省略）

64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49
48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33
	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	
	空席	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	空席			
	空席	空席	8	7	6	5	4	3	2	1	空席	空席			

- ・①～③（議長用椅子、議員用椅子及び執行部及び事務局用椅子）は、上台と脚及び躯体が分離するため、上台のみ取り外す。
- ・取り外した上台を撤去し、受注者の工場等へ移動させ、順次作業を行う。ここでの作業とは、椅子の張地の新調及び椅子内部のウレタンの入替を指す。
- ・椅子の張地は平織布地を基本とし、張地の色は全て青色系統とする。張地の決定にあたっては、②～④（議員用椅子、執行部及び事務局用椅子、議長席用座高・背もたれ調整クッション）の既存品を使用して張り替えた見本品を事前に1点ずつ作製し、発注者と受注者で協議し本業務を進めること。その他詳細については発注者と受注者で協議し定めることとする。
- ・作業後は、上台を再度搬入し復旧を行う。
- ・④～⑥（議長席用座高・背もたれ調整クッション、議員用座高調整クッション、執行部及び事務局用座高調整クッション）を新規作製する。作製にあたっては、現在設置している規格と同様となるよう注意すること。
- ・クッションの素材はウレタンとすること。
- ・椅子の張地の単価は、1メートルあたり4,800円以上とする。

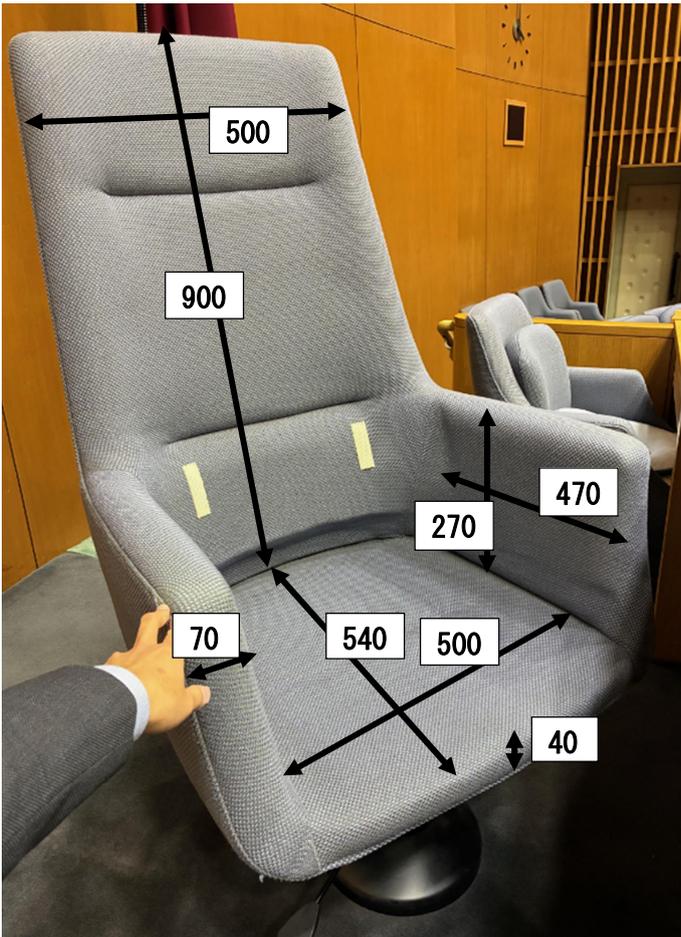
7 その他

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに、現地調査を実施すること。その際、受注者において解体、搬送、組立、設置等が困難と思われる物品があった場合は、速やかに発注者に報告し、提案、協議すること。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、事故の防止に万全の注意を払うこと。
- (3) 事故及び移設物品の破損、損失、紛失等にも誠意をもって対応すること。
- (4) 保証等については、全て受注者の責任において処理すること。
- (5) 受注者は、委託業務の実施に関して発注者に損害を与えたとき、またはこの仕様書に定める義務を履行していないために発注者に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項についての対応及び処置は、発注者と受注者で協議し定めることとする。

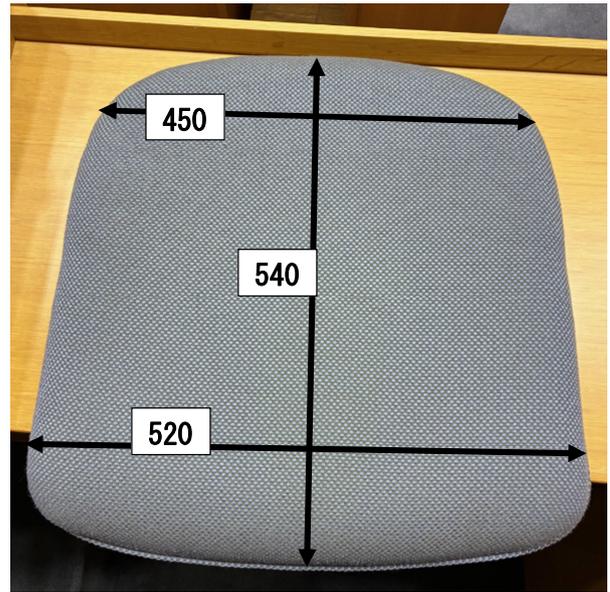
8 改修対象物品の写真及び規格

(単位：mm)

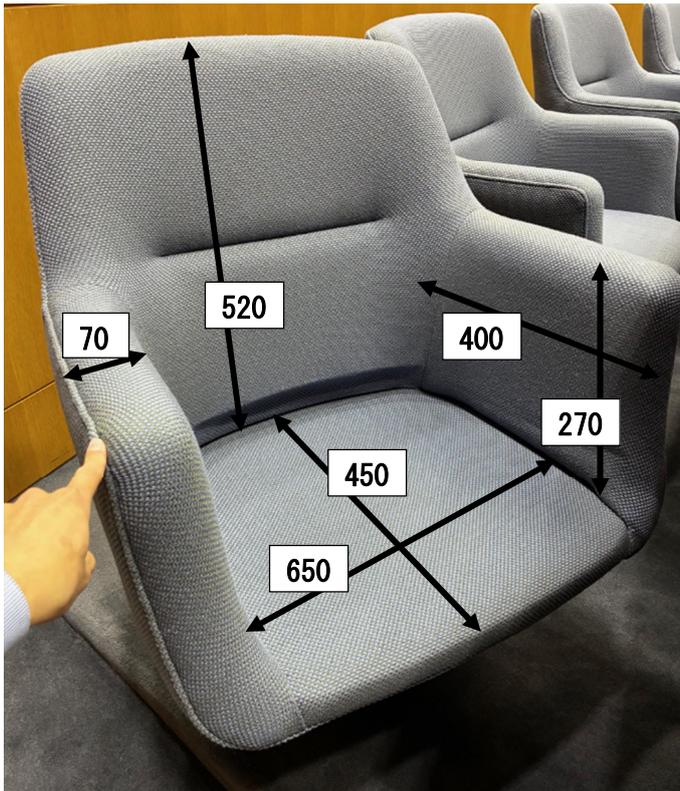
① 議長用椅子



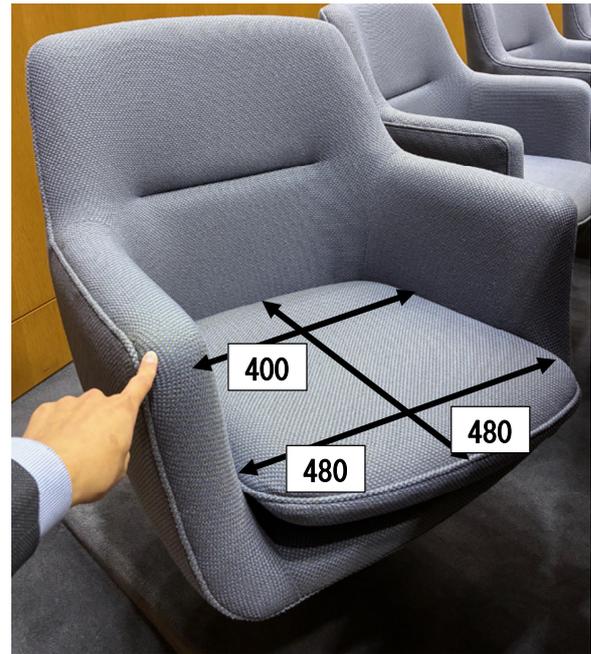
④ 議長席用座高・背もたれ調整クッション



②議員用椅子



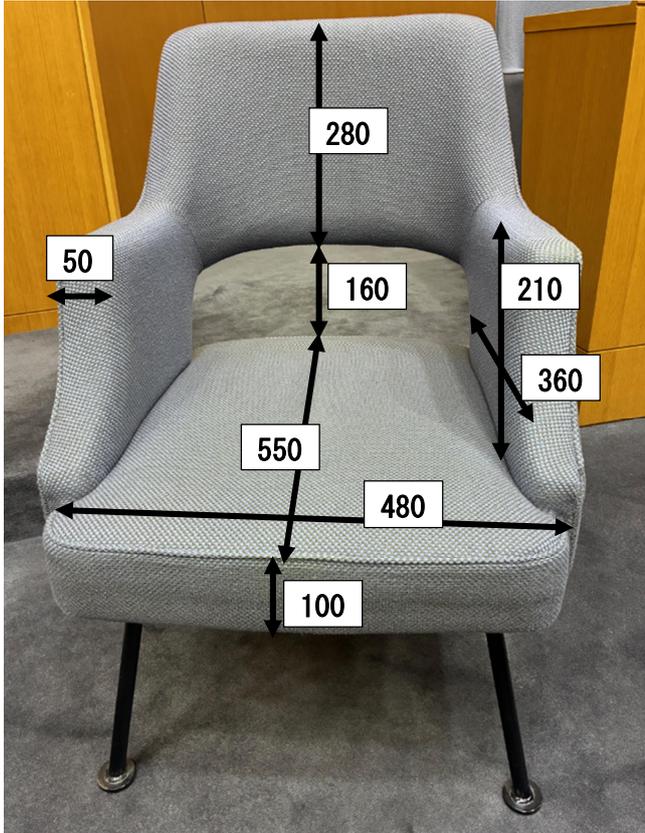
⑤ 議員用座高調整クッション



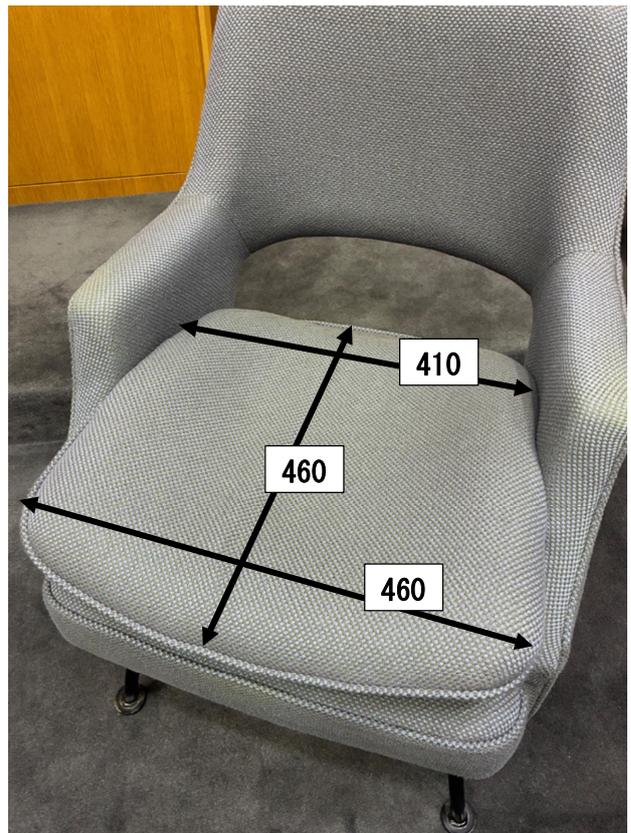
(※) 椅子部分と脚部分の接合部



③ 執行部及び事務局用椅子



⑥ 執行部及び事務局用座高調整クッション



(※) 椅子部分と脚部分の接合部

